

憲法九条成立の意図とその受容

古 関 彰 一

第一章 憲法九条の発案者——「発案者」をどう解するか

憲法九条の発案者をめぐって、当時の首相であった幣原喜重郎によるものだとする説と、連合国最高司令官マッカーサーと総司令部民政局（GS/GHQ）長ホイットニーだとする説とがある。マッカーサー自身が『回想記』で幣原だと書き、幣原の周辺から戦争放棄という考えを幣原が持っていたとの証言があることから、最近では幣原説、もしくはマッカーサーとの合作説が有力である。特に最近の憲法学説にその傾向が強い（以前はマッカーサー説であったが[↑]）。著者は、発案者が誰であるかを解明することは、単に歴史的事実の解明に過ぎないと思っていたが、この研究を進めるうちに、実に日本国憲法と九条そのものもつ意義にかかわる重大な問題を含んでいると考えるようになった。そこでまず、議論の対象となっている事実を整理してみるとつぎのごとくである。

一九四六年一月二四日、幣原はマッカーサーを訪ねた。「羽室メモ」（幣原の友人で枢密顧問官の太平駒槌の娘、

羽室三千子が、弊原が大平に語った内容を大平から聞いて書き残したメモ)によると、そこでつぎのようなことが語られたという。⁽²⁾

(弊原は)世界中が戦力を持たないという理想論を始め、戦争を世界中がなくなる様になるには、戦争を放棄するということが以外にはないと考えたと話し出したところ、マッカーサーは急に立ち上がって両手で手を握り涙を目にいっぱいためて、その通りだと言いつ出したので、弊原は一寸びくりしたと言う。・・・マッカーサーは出来る限り日本の為になる様にと考えていたらしいが、本国政府の一部、GHQの一部、極東委員会では非常に不利な議論が出ている。殊にソ聯、オランダ、オーストラリア等は殊の外天皇というものをおそれていた。・・・だから天皇制を廃止する事は勿論、天皇を戦犯にすべきだと強固に主張し始めたのだ。この事についてマッカーサーは非常に困ったらしい。そこで出来る限り早く弊原の理想である戦争放棄を世界に声明し、日本国民はもう戦争をしないと宣言し決心を示して外国の信用を得、天皇をシンボルとする事を憲法に明記すれば、列国もとやかく天皇制へふみ切れるだろうと考えたらしい。・・・これ以外に天皇制をつづけてゆける方法はないのではないかと言う事に二人の意見が一致したのでこの草案を通す事に弊原も腹をきめたのだそうだ。

二月三日、マッカーサーは、日本政府案(憲法問題調査委員会試案)として毎日新聞がスクープした憲法改正案を拒否することとし、いわゆる「マッカーサー三原則」を起案する。この三原則の第二原則にはつぎのように書かれていた。⁽³⁾

国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、抛棄する。日本は、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸海空軍をもつ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

G H Q案の起草にあたったチャールズ・ケーデイスによると、このマッカーサー三原則をホイットニーから手渡されたという。ケーデイスは「このアイディアは、ホイットニーの創作であり、彼がメモして、それからこれについてマッカーサーの同意を得たとすることも、可能性としてはかなりあり得ることである⁽⁴⁾」としつつも、その一方では「当時、みんな戦争放棄とか平和主義について同じようなことを考えていましたし、この考えがだれによつて、また何処から始まったのか特定することは難しい⁽⁵⁾」とも述べている。

この三原則に従って民政局でG H Q案を作成し、二月一三日に日本政府に手交する。日本政府は、これを参考に政府案を作成し、まず枢密院に諮詢するが、三月二〇日、弊原首相は、枢密院でつぎのように説明している⁽⁶⁾。

第九条は何処の憲法にも類例はないと思う。日本が戦争を放棄して他国も之について来るか否かに付いては余は今日直ちにそうするとは思わぬが、戦争放棄は正義に基づく正しい道であつて日本は今日此の大旗を掲げて国際社会の原野を単独に進んで行くのである。其の足跡を踏んで後方より従つて来る国が有つても無くても、顧慮するに及ばない、事実には原爆の発明は世の主戦論者に反省を促したのであるが、今後は更に之に幾十倍幾百倍する破壊的武器も発明されるかも知れない。

こうした事実を前提にしてマッカーサー説、弊原説、両者による合作説があるのだが、いづれの説の間にもこれら事実の存否に關してはさして争いはない。それはむしろ「発案者」をどう解するかが争われている、と言つてもいいように思える。

まずマッカーサー・弊原会談における弊原の提言を重視し、弊原説をとる深瀬忠一は、大要つぎのように述べている⁽⁷⁾。

戦争放棄の発想の起源は弊原首相である。・・・戦争放棄および軍備不保持の憲法条項化の決定は、象徴天皇制と同様、マッカーサー最高司令官の決断による。この意味において、第九条は、マッカーサーの決定（「必須の条件」の指示）なくして、ありえなかつた規定である。しかし、その実質的意味内容においては、マッカーサーの専断ではなく、とくに弊原首相の提言とその背後にある日本「国民の意思」に基づき、かつ上述のポツダム宣言、連合国の意思、アメリカ政府の指示の枠内で、総合的に占領政策の基本方針を決定したものであり、弊原提言なくして、第九条が生まれたか疑問といわなければなるまい。

つぎにマッカーサーの決定を重視する田中英夫はつぎのように述べる。⁽⁸⁾

憲法の戦争放棄条項の置くという決定は、二月に入つて、マッカーサーが、総司令部案を起草する決定を固めた際に、一月二四日の会談での弊原の発言を想起し、日本が公式に平和主義を宣言するのならば、それを新しい憲法の中で宣明するのが最も効果的であると考へて、行つたものとみられるのである。・・・このように、日本がなんらかの形で公的に平和主義の原則を宣言すべきであるという発想自体は、弊原に由来するが、これを新しい憲法に盛り込むという発想は、総司令部案の決断を下した際に、マッカーサーが自ら決定したところではなからうか、というのが私の推測である。

最後に、最も多くの研究者が支持する合作説の立場に立つ芦部信喜はつぎのように述べている。⁽⁹⁾

一九四六年（昭和二十一年）一月二四日に弊原首相はマッカーサー元帥を訪問し、憲法改正問題を含めて、日本の占領統治について会談した際に、軍備の撤廃という考へを示唆したと伝えられている。したがつて、日本国憲法の平和主義・軍備撤廃の規定は、日本国民の平和への希求と弊原首相の平和主義思想を前提としたうえで、最終的には、マッカーサーの決断によつてつくられたと解される。日米の合作だと言われるのは、その趣旨であ

る。

三者とも「大平」メモにある一月二四日会談で、弊原提案があったことを否定していない。著者も「メモ」と枢密院での弊原の説明がどちらも極めて似た内容の「理想論」を展開していることを考えても、戦争放棄の案が一月二四日に弊原から発せられたと考えざるを得ないように思われる。ただし、ここで重要なことは、弊原はあくまで今後の日本のあるべき姿、つまり「理想論」を述べたのであって、国家の基本法、それも最高法規たる憲法の基本理念の一つに加えようとしたのではない。弊原にとってあるべき日本の憲法は、弊原内閣下で憲法問題調査委員会がつくった憲法改正案（松本案）が明確に示しているように、明治憲法をいくらか手直ししたに過ぎない古色蒼然たる、時代感覚の全くない憲法にすぎなかったのである。

国家の政治目標、政治道徳を「発案」することと、憲法の基本理念を「発案」することには、天と地ほどの違いがある。明治憲法の下ですら、軍備廃止、戦争廃止を主張した政治家、思想家はいたが、憲法に盛り込む主張はしていない。しかも、あの悲惨な戦争を経験した直後には、だれしも戦争に否定的であり、ケーデイスも言っているように「みんな戦争放棄とか平和主義について同じような事を考えて」いたのである。政治目標として戦争の放棄を掲げることと、憲法で戦争の放棄を掲げ、それに従って政治を行うこととの違いは、戦後歴代の政権担当者が、美辞麗句の「理想論」に彩られた「平和に撤する」施政方針を掲げる一方で、憲法九条を忌み嫌ってきたこの五〇年を考えれば、それだけで十分である。

つまり、問われているのは「戦争放棄条項の発案者は誰か」であって「戦争放棄構想の発案者は誰か」ではない、と言うことである。たしかに、弊原との会談がマッカーサーをして戦争放棄条項を含む憲法を発案せしめたことは事実であろうが、「理想」を「現実」に、「構想」を「憲法」に、質的転換をなさしめたのはマッカーサーで

あったと考えざるを得ない。

しかも、マッカーサーには、どうしても憲法でなければならぬ焦眉の必然性があったのである。

第二章 戦争放棄条項の意図

マッカーサーを中心にGHQが憲法の制定をきわめて急いだことはよく知られている。そして、その理由は、極東委員会がマッカーサーの憲法構想に介入することを嫌ったために、極東委員会が活動を開始するまえに憲法改正作業を終えるためであったと従来の研究では考えられてきた。

たしかに極東委員会との関係で憲法制定が急がれたことには間違いないが、急がなければならない、しかも「平和憲法」を急がなければならない、喫緊の課題が、マッカーサーにはあったのである。

この点が、従来の研究で重視されてこなかった理由は、新憲法の制定と天皇との関係、なかでも一九四六年三月六日にだされた天皇の勅語との関係をほとんど全く無視してきたことにあるように思える。

日本国憲法は明治憲法七三条の改正手続きにより、天皇の発議によっている。それは具体的には、四月一七日の詔書によって「憲法改正草案」として発議された。だが、この段階になるとGHQは、もはや憲法制定を急いでいなかったようである。入江俊郎（この時法制局次長、のち長官）は「四月一七日という日に草案を発表するということは、全く日本政府側の自主的な決定」と述べている。ところが憲法草案要綱発表までは、GHQはきわめて急いでいた。憲法草案要綱はGHQの督促で三月一日の完成予定が、三月二日に繰り上げられ、四日から五日にかけて一睡もせず必要綱案完成のためにGHQと交渉し、その日の夜閣議にかけて、翌日発表しなければならなかつ

た。しかも、この発表にあたり法的には必要のない勅語が発せられ、かつ、GHQはこの勅語をかなり重視していたのである。入江によるとそもそも勅語を発することはホイットニーから松本国務大臣に伝えられたという。⁽¹²⁾ この勅語の全文はつぎの通りである。

朕曩ニポツダム宣言ヲ受諾セルニ件ヒ日本国政治ノ最終ノ形態ハ日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニヨリ決定セラルベキモノナルニ願ミ日本国民ガ正義ノ自覚ニ依リテ平和ノ生活ヲ享有シ文化ノ向上ヲ希求シ進シテ戦争ヲ抛棄シテ誼ヲ万邦ニ修ムルノ決意ナルヲ念ヒ乃国民ノ総意ヲ基調トシ人格ノ基本的權利ヲ尊重スルノ主義ニ則リ憲法ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ以テ国家再建ノ礎ヲ定メムコトヲ庶幾フ政府当局其レ克ク朕ノ意ヲ体シ必ズ此ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

この勅語を読んでまず気付くことは用語上の問題である。要綱は基本的人権の尊重を掲げているが、ここでは「人格ノ基本的權利ヲ尊重スルノ主義」とある。さらに「根本的ノ改正」という表現も気になる。政府草案が議会上に上程された際の六月二〇日の詔書では「憲法の全面的改正」という表現が使われている。

また他の勅語等と比較してみたときに、冒頭に「ポツダム宣言ヲ受諾セルニ件ヒ」とあることに気付く。詔書、勅語では「ポツダム宣言」という言葉はほとんど使われていない。たとえば日本の敗戦はポツダム宣言の受諾にはかならないが、この時出された「終戦の詔書」ですら、「米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル」と述べ、「ポツダム宣言」という表現を避けている。たしかに勅語にはかなり多く「ポツダム宣言」を用いたものがあるが、その場合は必ずカギ括弧をつけている。それは勅語がすべて漢字と片仮名による表記であったためと思われるが、括弧をつけずに「ポツダム宣言」を表記した例はきわめてめずらしい。つまりこの勅語は、十分な推敲を経ずに、しかも、勅語の用例等にくわしくない者の手によって作成されたと考えられる。

そこでこの勅語の作成過程を検討してみる。この勅語の作成にかなりくわしく触れているのは『芦田均日記』である。芦田はこの勅語を發出した前日の閣議、つまり草案要綱を決定した閣議で、勅語を出すことを提案したという。「私は此機会に御勅語を以て戦争抛棄、平和愛好の御思召を明らかにすることが内外に与ふる影響の重大なるべきを重ひ、原案の末項に左の如き字句を挿入するよう提案した」と書き、案文を載せている。⁽¹³⁾しかし、この案文は前記勅語の最初の二行「朕・・・願ミ」を除くと、ほぼ勅語に近い内容である。とすると、この案文は「原案の末項に・・・挿入」したのであるから、原案はわずか最初の二行だったことになる。これはいかにもおかしい。そもそも当時芦田は勅語を書く立場にない。のちに議会で憲法改正に深くかかわるが、この時点では厚生大臣であった。

一方、入江俊郎法制局次長は、つぎのように記している。法制局の石黒長官と入江次長が「鉛筆で走り書きをし、これを石黒長官から口頭で閣議に諮り、芦田厚相その他の閣僚が字句を修正し、佐藤内閣書記官の手元で勅語案を整え⁽¹⁴⁾」た。法制局で勅語の原案がつくられたことは納得できるし、芦田の記述とも一致する。つまり、「朕・・・願ミ」を除いた部分が原案で、芦田の記述のように「朕・・・願ミ」を除いた部分をすべて芦田が「挿入」したわけではなく、入江の言うように原案の「字句を修正」をしたのであろう。

こうして作成された勅語案をその日の夜、憲法改正案要綱とともに弊原首相と松本國務相とが携えて、天皇に拝謁している。一方、英訳文の作成が同時に行われた。これは、外務省の奥村勝蔵通訳官とホイットニー、ハッシーとの間で行われた。弊原文書によると、勅語の最初の二行、つまり「朕・・・願ミ」の部分はGHQとの交渉のなかで加えられている。このことはGHQにとって天皇がポツダム宣言とこれが要求する国民主権を自らの意思で履行することを確認する意味から勅語に加える必要があると考えていた、と判断できよう。外にも「根本的ノ改正」

などの字句が加えられた。この交渉は、当事者の顔ぶれから判断して当然すべて英語で行われたに違いない。このような勅語のつくり方は異常であったが、なにもこれが最初ではない。わずか三ヶ月前の一九四六年一月一日の「人間宣言」もGHQと日本政府の合作であった。しかもこの「人間宣言」は米国はじめ連合国に好評であった。こうして日本側作成の原案は英訳を基に交渉が進められ、確定稿ができた時には勅語は英文になっていたものと考えられる。そこでこの英文に基づいて勅語がつけられることになった。

ところが、時間が無く、たぶん法制局や宮内省で用語や文体を推敲しなかったのであろう。GHQの提案によると思われる先の最初の二行は英文は *the ultimate form of Japanese Government* とあるが、これを「日本国政治ノ最終ノ形態」としてしまった。ポツダム宣言などの外務省訳はすべて「日本政府ノ」となっている。あるいはまた、すでに指摘した日本語として理解に苦しむ点も、「人格ノ基本的権利」は *the fundamental human rights* であるから、「基本的人権」とすべきであった。さらに「根本的改正」も *be revised drastically* とあるから、翻訳としては正しいとしても、他の公文書で使われている日本語を考えれば、「全面的改正」とすべきであったのである。ところで先の拝謁については木下道雄侍従次長の『側近日誌』にくわしいが、木下は単に拝謁の事実のみならず、GHQが憲法改正を急いだ理由までも、かなりはっきりとその日の日記に記している。⁽¹⁶⁾

右（の拝謁）は憲法改正の事ながら、かくも急なるは、先日出た読売の記事、これは東久邇宮が外人記者に語られた御退位の問題に関する事。即ち、天皇には御退位の意ある事、皇族挙ってこれに賛成すると云う事。これが折角いままで努力したMの骨折りを無にする事になるので、M司令部はやっきとなり、一刻も早く日本をして民定の民主化憲法を宣言せしめ、天皇制反対の世界の空気を防止せんとし、一刻も速やかにこれを出せと迫り来るによる。

始めは十一日迄に松本試案を出せばよいことになっていたが、かくなつてはそれ迄待てぬ、米国側の造つた原案を採用する下、しからざれば Emperor の Person の保障はできないと云う強談判。

文中の「M」はマッカーサーである。「読売の記事」とは二月二十七日付でAP通信東京特派員のラッセル・ブラインズが「宮内省の某高官と会見」して書いた『読売報知』の記事である。「御退位をめぐって」「皇族方は挙げて賛成反対派には首相や宮相」「宮廷の対立明るみへ」と見出しにある。

『側近日誌』は「憲法改正草案要綱」を急いだ理由が天皇の退位問題であったことをはっきり記し、しかも当初は「要綱」(日誌にいう「松本試案」)の発表を先に述べたごとく、マッカーサー側が一日と考えていたことも記している。つまり、マッカーサーは二月二十六日に極東委員会が設置されることと関連して憲法制定を急いだが、時差を除けばまさにその日に日本の新聞で天皇の退位問題が報道され、一層憲法の制定を急いでいたことになる。

『側近日誌』は読売の記事を「東久邇宮が外人記者に語られた」と書いているが、読売の記事にはそう書かれていない。語ったのは「宮内省の某高官」である。しかもきわめて具体的である。天皇自身「適当な時機に退位したい」との意思があること、それは「戦争責任を引き受けるため」であり、その際は皇太子が皇位を承継し、秩父宮が「摂政補佐」になるが、病弱のため高松宮がその職に就くことになろうことなどまで報ぜられた。

この報道は少なくとも天皇自身の意向としては正しかったようである。『側近日誌』は三月七日の記述部分で「(天皇は)御退位については、それは退位した方が自分は楽になるであろう。今日の様な苦境を味わわぬですむであろうが、秩父宮は病氣であり、高松宮は開戦論者でかつ当時軍の中枢部に居た関係上摂政には不向き。三笠宮は若くて経験に乏しいとの仰せ」と記している。

さらに『側近日誌』は天皇退位について、「これが折角いまままで努力したMの骨折を無にする事になるので、M司

令部は「やっきとなり」と記している。この「Mの骨折」とは言うまでもなくマッカーサーによる天皇の戦争責任の免責であった。英連邦構成国のオーストラリアが天皇を戦犯リストに加えて連合国戦争犯罪委員会に提出した（一九四六年一月二二日）のに対し、マッカーサーは、一月二五日、天皇が日本の政治上の決定に関与した証拠はない、との進言を本国政府に送った。もちろん、この内容は直ちに天皇側に伝えられず、伝えられたのは三月二〇日であったが、三月はじめとは、マッカーサーにとって五月から始まる東京裁判に備えて、天皇を不起訴とし、戦犯から除外するもつとも重要な時期でもあったのである。もちろん天皇側にとつても最も緊張した時期で、天皇は、たぶん東京裁判に出廷させられた場合の準備と思われるが、三月一八日から、側近に自己の戦争との関わりを語り、口述させている（いわゆる『独白録』¹⁷）。

つまり、マッカーサーにとつて、憲法改正草案要綱は一日でも早く発表する必要があったのである。それは天皇に退位を思いとどまらせるためだけでなく、連合国に対して、とくに極東委員会と東京裁判のために必要だったのである。しかも、それは天皇が将来に向かって自ら積極的に平和と人権を尊重した憲法をつくろうとしていることの証として必要であった。そのためには、戦争放棄条項が盛り込まれた憲法を、東京裁判の被告人選定の段階で、勅語を付して発表する必要があったのである。この意味では戦争放棄条項は、天皇を戦犯から除外するための戦略として憲法に盛り込まれたといえよう。

マッカーサーが草案要綱を連合国に知らせることをいかに急いでいたかは、入江が、できあがった要綱をGHQは「即時飛行機でアメリカに送った」¹⁸、と樞橋書記官長から聞いた話として書いていることからあきらかである。さきの「大平メモ」を読み返してみると弊原が天皇の戦犯問題と戦争放棄条項を一对のものと解して、マッカーサーの意図を説明していることをあらためて教えられる。

また、GHQのアメリカ政府への報告書は、常にこの憲法が天皇の意思で積極的につくられたことを強調している。天皇は勅語を出す前夜、弊原らに「事ここに至った以上、自分としては特別の意見はない。内閣の考え通りとりはかられたい」⁽¹⁹⁾と、ある意味ではあきらめの気持ちでGHQ案に基づく草案要綱を認めていたにすぎないにもかかわらず、GHQの報告書では「裕仁は躊躇されなかった。彼は弊原に、最も徹底的な改革を、たとえ天皇御自身から政治的権能のすべてを剝奪するほどのものであっても、全面的に支持すると勧告された」⁽²⁰⁾としている。さらには、さきの勅語に関しても占領終了後GHQがアメリカ政府に提出した報告書 (History of the Non-Military Activities of the Occupation Japan 1945-1951) は、さして大部ではない報告書であるにもかかわらず、この勅語を全文掲載している。⁽²¹⁾

第三章 日本側は戦争放棄条項をどう受け止めたか

ひとつの大きな特徴として、意外にも、その直前まで明治憲法を高く評価していた人々は、戦争放棄条項をほぼ無条件に受け入れ、明治憲法に批判的であった人々は、戦争放棄条項を基本的に受け入れつつも批判的であった。政治家の発言については、保守政党が政権の座にあつたため、政府案を支持せざるを得ない立場にあつたのだが、必ずしもそればかりとはいえない面があるように思える。

吉田茂首相や金森徳次郎憲法問題國務大臣が国会で政府案を支持する発言をしていたことは当然のことであり、紹介するまでもないことであるが、ただGHQ案の戦争放棄条項を受け入れた理由を天皇制と一対のものとして受け入れたことを表明していたことは、その後あまり指摘されてこなかっただけに紹介しておく必要があるだろう。

吉田首相は衆議院本会議でつぎのようにその理由をのべている。⁽²²⁾

聯合國から致しますと、上に皇室を戴いて、此の忠勇なる日本国民が皇室を中心として一致団結する、そうしてそこに平和に対する危険があり、世界の平和を乱す原因がそこにあると考えられたのであります。斯くの如き疑惑の下にあって、又斯くの如き危険なる疑惑の下にあって、日本が如何にして国体を維持し、国家を維持するかと云う事態に際会して考えて見ますと、日本の国体、日本の国家の基本法たる憲法を、先ず平和主義、民主主義に徹底せしめて、日本憲法が毫も世界の平和を脅かすが如き危険のある国柄ではないと云うことを表明する必要を、政府と致しましては深く感得したのであります。

また、のちに最高裁長官となる田中耕太郎が、吉田内閣の文部大臣として憲法制定のための議会で、つぎのように答弁していたことも興味深い。⁽²³⁾

戦争抛棄をなぜ致したかと申しますと、西洋の聖典にもございますように、劍を以て立つ者は劍にて滅ぶと云う原則を根本的に認めると云うことである。と思うのであります。併しながら、そういう風に考えますと、或いは不正義な戦争を仕掛けて来た場合に於いて、之に対して抵抗しないで不正義を許すのではないかと云うような疑問を抱く者があるかも知れない。・・・併しながら決してそれはそうではない、不正義は世の中に永く続くものではない、劍を以て立つ者は劍にて滅ぶと云う千古の真理に付いて、我々は確信を抱くものであります。

しかし田中は最高裁長官として担当した砂川事件判決（一九五九年）において、憲法九条は「戦争を放棄し・・・戦力の保持を禁止しているのであるが、・・・（これは）決して無防備、無抵抗を定めたものではない」と、まったく逆の判断をすることになる。⁽²⁴⁾

法学者のなかでは、美濃部達吉東大名誉教授は枢密院顧問官として政府の憲法改正案に反対したことはよく知ら

れているが、憲法施行直後に出版した著書『新憲法概論』『新憲法逐条解説』等のなかでは条文解釈に徹し、批判などはしていない。宮沢俊義東大教授の場合も、政府の憲法問題調査委員会の委員として政府の改正案とはかなり異なった改正案を構想していたが、憲法審議の議会では貴族院議員として政府案に賛成し、その後の著書等においても、のちに検討するごとく、当時の政府解釈に近い立場をとってきた。

これに対し、明治憲法に批判的で、かなりはやい時期に新しい憲法の草案を発表してきた政党や個人は戦争放棄条項に批判的であった。共産党は政党としては最も早く新憲法草案(骨子)を発表したが、政府案には反対した。その理由の一つが戦争放棄条項(九条)にあった。衆議院で野坂参三はつぎのように述べている。⁽²⁵⁾

我々は我が民族の独立を飽くまで維持しなければならぬ。日本共産党は一切を犠牲にして、我が民族の独立と繁栄の為に奮闘する決意を持って居るのであります。要するに当憲法第二章(第九条)は、我が国の自衛権を抛棄して民族の独立を危うくする危険がある。それ故に我が党は民族独立の為に此の憲法に反対しなければならぬ。

あるいはまた、GHQに影響を与えた憲法研究会案を発表した憲法研究会は、鈴木安蔵が中心となって、政府案が出された直後に政府案を批判する「声明」を出し「今回の政府案は・・・相当の進歩的規定を有しておるが、人民主権の不徹底、戦争防止のための具体的規定の欠如・・・などの、なお重大なる欠陥をみとめざるをえない」と指摘していた。また、鈴木自身、ほぼ同時期にかなり長文の批判的論稿を新聞に寄せ、「侵略戦争の危険を培養する基礎、戦争を挑発する社会的経済的基礎そのものが、憲法的に除去され、禁止されずしては、平和国家の完成はない」と述べた。⁽²⁷⁾

さらにまた政治学者で東大総長であると同時に貴族院議員でもあった南原繁は貴族院で、戦争放棄に「賛同を惜

しまない」とする一方で、軍備不保持につきのようない強い不安を表明した。

苟も国家たる以上は、自分の国民を防衛すると云うのは、又、其の為の設備を持つと云うことは、是は普遍的な原理である。之を憲法に於て抛棄して無抵抗主義を採用する何等の道徳的義務はないのであります。又何れの国家に於きましても、国内の秩序を維持するが為には、警察力だけでは不十分であります。本来兵力を維持する一つの目的は、斯かる国内の治安の維持と云うことも考えられて居るのであります。

この南原の不安感は、一般国民にも共通するものであったようである。毎日新聞社が、政府草案が発表された直後に「全国（沖縄を除く）二千名の有識階級」にたいしておこなった世論調査の結果をみるとつきのごとくである。⁽²⁸⁾

戦争抛棄の条項を必要とするか

必要・・・・・・・・・・・・・・・・一三九五名（七〇％）

この内 修正の必要なし・・・・・・・・一七一七名

自衛権留保規定の挿入など・・・・・・・・二七八名

不要・・・・・・・・・・・・・・・・五六八名（二八％）

「不要」の根拠

侵略戦争は無論抛棄すべきだが、自衛権まで

捨てる必要はない・・・・・・・・一〇一名

つまり、賛成とは言っても両手を挙げて賛成していたわけではなく、かなりの人々が治安や自衛権に疑問を持ちつつ、しかし全体としては多数の人々に受け入れられたといえよう。

自衛権 戦争放棄条項の中で、最も問題となったのはすでに紹介した見解からもわかるように自衛権問題であつ

た。政府は政府案の衆議院への上程にさきだつて、「想定問答集」を準備したが、「自衛権は、認められるか」との問いに対して、つぎのような答を準備した。「戦争抛棄に関する規定は、直接には自衛権を否認していないが、一切の軍備と国の交戦権を認めていないので、結果に於いて自衛権の発動として、本格的な戦争は出来ないことにな⁽²⁹⁾」この「問答集」の答弁は、これに先立つ枢密院での審査で、入江法制局長官がほぼ同様の答弁をしていることと、さらにその後衆議院本会議で吉田首相がこの答弁内容を敷衍してつぎのように答弁していることを考えると、当時の政府の一貫した基本的解釈であつたと考えることが出来る。⁽³⁰⁾

戦争抛棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第九条二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又は交戦権も抛棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたものであります。満州事変然り、大東亞戦争又然りであります。

しかも、この吉田の答弁は、憲法改正案委員会で林平馬(協同民主党)に絶賛された上で、自衛権の放棄が確認されている。⁽³¹⁾

先日、本会議に於て吉田総理大臣は、従来自衛権の名に於て戦争が惹き起こされて来たのであるから、眞の世界平和建設の大理想達成の爲には、其の自衛権を亦放棄すべきものであるとの御意思のような御答弁があつたのであります。恐らくは此の御答弁は世界の思慮ある人々をして感銘を博した⁽³²⁾ことと信じます。

これに対し、吉田はつぎのように述べて、自衛権放棄の理由を積極的に示している。⁽³²⁾

今日までの戦争は多くは自衛権の名に依つて戦争を始められたと云うことが過去における事実であります。自衛権に依る交戦権、侵略を目的とする交戦権、此の二つに分けることが、多くの場合に於て戦争を誘起するものであるが故に、斯く分けることが有害なりと申した積もりであります。

もちろんこのような政府答弁にすべての議員が満足していた訳ではなく、今後の国際情勢などを踏まえて、きわめて現実的な議論を挑んだ議員もいた。たとえば、当時無所属での中に社会党に所属する穂積七郎は、米ソの対立、一方的な侵略が行われた場合などを念頭に置いて質問をしている。しかし、吉田首相も閣僚も、「理想論」に徹した答弁を繰り返してきたのである。

つまり、この時期の政府解釈は、「自衛権」という概念を、その後の五〇年代以降の「自衛権」解釈とはことなり、静止的あるいは観念的には解せず、発動の態様との関係で現実的な概念として解釈し、憲法九条は否定していると解していたのである。

憲法学者もほぼこれに近い解釈をとっていたといえよう。美濃部達吉は、憲法施行に先立って出版した『新憲法概論』でつぎのように九条を解していた。⁽³³⁾

何れの国の国法と雖も、侵略的の戦争は之を行わない旨を規定して居るとしても、自衛的の戦争の権利をまでも拋棄する旨を規定して居る例は、全く之を見ない。

随って何れの国の国法と雖も、侵略的の戦争は之を行わない旨を規定して居るとしても、自衛的の戦争の権利をまでも拋棄する旨を規定して居る例は、全く之を見ない。

獨り我が国はポツダム宣言受諾に伴い、一切の軍備を撤廃し、戦争遂行能力は完全に破砕せらるることとなつた結果は、啻に侵略的の戦争のみならず、防禦的な戦争すらも事実上不可能となり、茲に嘗て他国に類のない絶對的の戦争拋棄を宣言することとなつた。

自衛権としての戦争をも拋棄したのであるから、萬一他国が武力を持って進撃し來たつたとしても、之を防禦すべき何等の手段も無く、随って国家の安全と生存とは一に之を他国の信義に委ねるの外は無い。

宮沢俊義も、同年の著書で美濃部とはほぼ同一の解釈をし、「新憲法は侵略戦争ばかりでなく、どんな戦争でも戦争というものを全部否認している。いわゆる自衛戦争——すなわち、外国から攻められたときに自分の国を守るためには始める戦争——も、やってはいけないというのである。徹底した無抵抗主義である」と述べていた。⁽³⁴⁾

国際法学者の横田喜三郎の場合もほぼ同様の立場であった。横田は憲法施行からわずか半年後に著書『戦争の放棄』を出版し、その中で「新憲法は全面的に戦争を放棄した」「完全な、一〇〇パーセントの戦争放棄といえる」と述べ、先の吉田の議会で答弁に賛意を示した。さらに自衛権については、「外国から攻撃を受けた場合」は「国際連合のような国際平和団体によって、日本の安全を保障しようというのである」と述べている。⁽³⁵⁾ 国連憲章をつぎのように解釈していた。

(国連憲章は) 各国の自衛権も、全く認めないのではないが、単に連合が必要な措置をとるまでの間にかぎるとしている。そうしてみると、国際連合のような国際平和機構が中心となり、それが世界の平和を維持し、各国の安全を保障するということが、各国はそれに信頼し、それに協力するということが、それによって、みずからの安全を確保するということが、これからのことこそ、これらの世界における本當の行き方ではなくてはならない。

横田の場合、日本国憲法の自衛権を事実上否定した上で、国連憲章の自衛権(五一条)をきわめて限定的に解釈していた。

このように、憲法九条が自衛権までも放棄したとの政府、学界の解釈は、国民の間でも同様に観念されていたとみることができる。先の毎日新聞の世論調査に於いて戦争放棄条項を「必要」とする場合も「不必要」とする場合も「自衛権留保規定の挿入」「自衛権まで捨てる必要はない」などの意見がかなり出ていることはその現れである。

このように見てくると、憲法制定時においては政府解釈も、学説も憲法九条は自衛権までも放棄したと解釈していたことを確認することが出来る。この点は、冷戦が本格化する時期から、政府も、学説も、解釈を変更するのみならず、憲法制定時から九条は自衛権までも否定していないと解釈してきたと主張し始めるのであらためて確認をしておくことにする。

軍備不保持と治安 自衛権を含めてあらゆる戦争を放棄し、軍備をまったく持たないとの解釈は、あまりにも理想論であり、非現実的だと、特に占領終了後に批判が集中するが、たしかに理想を語る時代であったことは間違いないが、対外的にも、国内的にも現実的な問題を論じてこなかったわけではない。先ず、国内問題は、治安に対する不安として論じられた。衆議院に先だちはやくも枢密院の審議段階でこの点が問題になった。かつて陸軍大将であり、第二次大戦開戦時の駐米大使であった枢密院顧問官の野村吉三郎は、占領終了後には新しいタイプの警察が必要になるとつぎのようにのべた。³⁷⁾

政策の具としての戦争放棄は、我が国が平和国家として立つ以上、当然のことと信ぜられるが、唯我が領土及領水に対して、治安を確実に維持することは、絶対に必要であり、政府の重大責任である。然しながら、我が国現在の警察力では、如何にもその力が足りないものであり、必要に応じて駐屯軍の援助を頼らなければならない実情は、本官の最も憂慮するところである。

・・・駐屯軍の撤収後において、我が国独力をもって、治安を維持し得るように只今から万全の準備をして置かなければならぬ。戦争のための再軍備は、固より許されず、且つ平和国家としては、自衛権以外にその必要もないであろうが、治安のため必要とする施設は、陸軍又は海軍とは全然別個の問題である。一例を米国にとれば、平時は大蔵省に属し、その船舶を以て沿岸の警備にあたってをる「コースト・ガード」の如きものである。

同様の質問は衆議院でも行われており、たとえば笹森順造（日本民主党準備会）は、国内の一地方に反乱が起こった場合どうするのか、武力の行使に該当するのか、警察力と戦力の区別と限界などについて政府の解釈を質している。「戦力」解釈は、一九五〇年代の再軍備以降大きな問題となるが、この時点では政府に解釈上の準備はない。金森は「戦力」の解釈を避けつつつぎのように答弁した。³⁸

（警察力と戦力とは）理論的に何処かに境界線が明白に存するものと思う訳ではありません。唯実際に於きまして若しも国内治安維持の為の警察力と云うことに言葉を藉りて、陸海空軍の戦力其のものに匹敵するようなものを考えますならば、やはり此の憲法九条違反となります。

「戦力」に明白な解釈が無かったばかりでなく、「警察力」に関しても曖昧なままであった。貴族院でもほぼ同様の質問が出されたが、弊原国务大臣は、「国内の秩序を保つ為の力」と曖昧な定義をしたにすぎなかった。

野村がどこまで日本国憲法による国家体制を想定していたか定かではないが、米国のコースト・ガードを事例に挙げていることは注目してよいであろう。というには治安維持機構としての警察は、戦前の明治憲法下のそれとは当然異なったものとならざるを得なかったのである。それはもちろん天皇制警察から市民警察への転換が迫られたが、けっしてそれだけではなかった。日本国憲法は、結社の自由を含めた表現の自由を保障したのであるから、反対制的集団行動も保障したことになる。かつて明治憲法下においては右のような行動は法的に不可能であり、警察活動は特高警察に象徴されるように思想犯を主たる対象としたが、日本国憲法下では「自由を得た勤労大衆」の自由を規制・抑圧する実力部隊を必要としたのである。つまり、近代西欧国家がこの時点ですでに持っていた騎馬警察、国境警察、沿岸警備隊といったような、今後議論の対象となるさまざまな形態の警察（といっても従来の日本

の「警察」概念には当てはまらない」と「戦力」とがどのような関係になるのか、議論の対象としては存在していたのである。しかし、ここでは、この議論は全くそれ以上には発展しなかった。「戦力」が大きな問題となるのは、皮肉にもまさに金森が口にした「警察力」と云うことに言葉を藉りて、陸海空軍の戦力其のものに匹敵するような「警察予備隊がつくられてからであった」。

しかし、GHQ内部では、憲法施行直後からこの種の「警察」が構想されていたのである。この点は、のちほど改めて、検討することとしたい。

軍備不保持と安全保障 つぎに政府の九条解釈からは当然のこととして、日本の安全をどう守るか、ということが問題になる。この点について吉田首相は、驚くべき「理想論」を掲げてつぎのように答弁している。⁽³⁹⁾

交戦権放棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります。国際平和団体の樹立に依つて、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。併しながら正当防衛による戦争が若しありとするならば、其の前提に於いて侵略を目的とする戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、国家の防衛権に依る戦争を認むると云うことは、偶々戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、若し平和団体が、国際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云うことそれ自身が有害であると思ふのであります。

吉田はここで「国際平和団体」という言葉を用いているが、この言葉をしばしば答弁のなかで使っている。ここでは、現に存在しないものとして使っているが、これが国際連合の場合もある。それにしてもその後の吉田を知る者からすれば、信じがたい答弁といえよう。もっとも吉田はこの答弁からわずか一〇ヶ月後に、つまり憲法施行一ヶ月前に、連合国側にはやくも一〇万人陸軍構想を持ちかけているのであるから、この答弁が吉田の本心でなかった

ことだけはたしかである。この点については、のちの章で改めて紹介する。

とにかく吉田がこうした答弁を繰り返したことは、議員たちを一層理想論へと駆り立てた。保守系議員から、将来は国連への加盟など考えず「もう一つ飛躍を致しまして国際聯邦へまで提唱を発展させるべき」だ(日本民主党準備会・赤澤正道)との提案すら出されている。

たしかに、政府解釈が従来の主権国家概念を越えるものであったことは間違いない。政府の解釈を前提とすれば、従来の国家を越えた安全保障を考えざるを得なくなる。従って、この提案もけっして絵空事ではなく、政府解釈から演繹される必然の帰結であったのである。英米法学者で、五〇年代中頃、憲法改正論議が本格化する中で内閣に設置された憲法調査会の会長になる高柳賢三東大教授は、貴族院議員としてつぎのように述べている。⁽⁴⁾

武装せる主権国家から成る国際社会と云うものは、如何なる平和維持を目的とした国際条約に拘わらず、絶えず爆発の危険を内包して居るのであります。今次大戦の結果と致しまして、原子爆弾が発見され、科学の進歩に依って更にそれは完成されることとございましょう。将来の世界戦争は或民族の殲滅のみでなく、人類其のもの殲滅に導くのではないか、従来の主権国家の觀念を捨てて世界聯邦を作らなければならぬ時期に人類は到達して居るのではないのか。・・・世界聯邦の形に於ける世界国家が成立すれば、各国は、改正案第九条の想定して居る武装なき国家となりますのであります。

議事録に見るかぎり、昨日までの戦争にけっして表だって異を唱えなかった保守系の議員ほど理想論を掲げている。もちろんその一方において現実に存在する国際連合との関係、なかでも講和条約調印後の加盟問題もかなり具体的に論じられた。

国連憲章は「加盟国は、武力による威嚇又は武力の行使を慎まなければならない」と定めてはいる(二条四項)

が、「戦争」は禁じていないこと、従って憲法九条とは異なるということ、多くの議員によってすでに認識されていた。そこで「軍備不保持では国連に加盟できないのではないか」「日本が侵略を受けた場合に、国連が必要な措置をとるためには、日本が軍備を持たなければならぬのではないのか」といった質問がされている。これにたいして吉田の答弁はきわめて素っ気なく「講和条約後に考えること」「国連が決めること」といった回答をしたにすぎなかった。⁽⁴²⁾

しかし、金森はこの点に関していくらか踏み込んで、思わせぶりたつぷりにつぎのように答弁している。「(国連加盟の) 其の時に何等かの方法を以て此の連絡(国連憲章と憲法の関係——引用者)を十分ならしむる措置は考慮し得るものと考えて居りまして、必要な措置を其の場合に講ずると云う予想を以ております」⁽⁴³⁾はたしてこの答弁が何を意味していたのか定かではなかったが、長く非公開にされてきた衆議院小委員会速記録が公開されたことによつて、金森の意図が一定程度あきらかになった。

この小委員会における金森の答弁は、小委員のなかから政府案の憲法九条の戦争放棄を定める一項と軍備不保持を定める二項とを逆にしたらどうかという意見がでたときであった。金森は一項に戦争放棄を、二項に軍備不保持を定めた理由をつぎのように述べている。⁽⁴⁴⁾

是は非常にデリケートな問題でありまして、そう軽々しく言えないことでありますけれども、第一項は「永久にこれを抛棄する」と言う言葉を用いまして可なり強くでて居ります、併し第二項の方は永久と云う言葉を使いませんで、是は私自身の腹勘定だけでも知れませんが、将来国際連合等との関係に於きまして、第二項の戦力保持などと云うことにつきましては色々考へべき点が残つて居るのではないか、斯う云う気が致しまして、そこで建前を第一項と第二項にして、非常に永久性のはつきりして居る所を第一項に持つて行った、斯う云う考え方に

なつて居ります。

この小委員会が秘密会であったためか、かなり踏み込んだ発言をしている。いかにも法制官僚として戦前、岡田内閣の法制局長官を務めた(一九三四〜三六)金森らしい読みであった。ただこうした「解釈」は、その後に影響を及ぼさなかっただけに金森自身の言うように「腹勘定」であったようである。とはいえその一方で「世界に先駆けて、いまや日本は丸裸になって」と言っていたことの真意に疑問を持たざるを得なくなる。当時議事録は、この秘密議事録も含めすべて英訳されてG H Qに提出されていたが、さすがにこの答弁をG H Qには知られたくなかつたのであろう、この部分はG H Q提出の英訳議事録からは全文削除されている⁽⁴⁵⁾。

同じ閣僚でもこの点をかなり明確に答弁した閣僚もいた。弊原国務大臣は貴族院で、高柳賢三が「国際連合憲章の世界平和思想と、改正案の世界平和思想とは、根本的にその哲学を異にする」とのべ、国連が「共同制裁としての戦争」を加盟国である日本に求めた場合どうか、と質したのに対し、きわめて明確につきのよう⁽⁴⁶⁾に答弁した。

日本が国際連合に加入すると云う問題が起こつて参りました時は、之を留保しなければならないと思います。
 ・ ・ ・ 我々の中立を破つて、そうした何処かの国に制裁を加えると云うのに、協力しなければならぬと云うような命令と云うか、そう云う注文を日本にしてくる場合がありますれば、それは到底できぬ、留保に依つてそれは出来ない⁽⁴⁷⁾と云うような方針を執つて行くのが一番宜しかろう、我々は其の方針を以て進んで行きますならば、世界の世論は然として日本に集まつて来るだらうと思ひます。

国連加盟と憲法との関係は、多くの議員の関心の的ではあったが、政府の統一見解が無いままに、それぞれの閣僚の見解が併存した状態で、憲法九条は出発したのであった。そこで戦争放棄をさらに一層はつきりさせるために

「戦争抛棄の条章に関する積極的内容を国際的に明確にする」（黒田寿男・社会党）「戦争抛棄の宣言をする」（穂積七郎・無所属倶楽部、のちに社会党）といった提案がなされたが実現をみるには至らなかつた。⁽⁴⁷⁾

注

- (1) たとえば、今日の代表的な憲法の教科書の一つに数えられている芦部信喜『憲法新版』（岩波書店、一九九七年）は合作説をとっている（五五頁）。しかし宮沢俊義『日本国憲法』（日本評論社、一九五五年）はマッカーサー説をとっていた（六一頁）。
- (2) 憲法調査会「憲法制定の経過に関する小委員会報告書案」『憲法制定の経過に関する小委員会第四七回議事録』三二六頁
- (3) 高柳賢三、大友一郎、田中英夫編著『日本国憲法制定の過程』（有斐閣、一九七二年）九九頁
- (4) チャールス・ケードイス（竹前栄治・岡部史信訳）「日本国憲法制定におけるアメリカの役割（上）」『法律時報』六五巻六号（一九九三年）三二頁原文は Charles L. Kades "The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution" *Political Science Quarterly*, 1989, Summer
- (5) 竹前栄治氏によるインタビュー。竹前栄治『日本占領——GHQ高官の証言』（中央公論社、一九八八年）六〇頁
- (6) 村川一郎編著『帝国憲法改正案議事録』（図書刊行会、一九八六年）一四頁。なお、引用するにあたって、カタ仮名を平仮名にかえた。
- (7) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、一九八七年）一三七—一三八頁
- (8) 田中英夫『憲法制定過程覚え書』（有斐閣、一九七九年）九九—一〇〇頁
- (9) 芦部信喜『憲法』（岩波書店、一九九三年）五二頁。合作説はこのほかにも小林直樹『憲法第九条』（岩波書店、一九八二年）、山内敏弘『平和憲法の理論』（日本評論社、一九九二年）などがある。
- (10) 入江俊郎『日本国憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（第一法規、一九七六年）二八六頁
- (11) 入江俊郎・前掲書、二一六頁
- (12) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第三巻（有斐閣、一九九四年）七二頁

- (13) 『芦田均日記』第一卷(岩波書店、一九八六年) 九〇頁
- (14) 入江俊郎・前掲書、二二七頁
- (15) 木下道雄『側近日誌』(文藝春秋、一九九〇年) 一六三頁
- (16) 粟屋憲太郎・NHK取材班『東京裁判への道』(NHK出版、一九九四年一二八頁)
- (17) 『昭和天皇独白録』(文藝春秋、一九九一年)
- (18) 入江俊郎・前掲書、二二二頁
- (19) 入江俊郎・前掲書、二一七頁
- (20) 連合国最高司令部民政局「日本の新憲法」憲法調査会事務局『憲資・総第一号(一九五六年) 五五頁
- (21) GHQ/SCAP HISTORY OF NON-MILITARY OCCUPATION OF JAPAN, 1945-1951, 1951, VOL. 7 (CONSTITUTIONAL REVISION) 日本語訳(岡部史信訳)は『GHQ日本占領史』(日本図書センター、一九九六年)第七卷(憲法制定) 四九頁
- (22) 参議院事務局編『帝国憲法改正審議論・戦争放棄編』(新日本法規、一九五二) 四二頁
- (23) 参議院事務局編・前掲書、一五六頁
- (24) 『判例時報』二〇八号(一九六〇年)
- (25) 参議院事務局編・前掲書、二二〇頁
- (26) 鈴木安蔵『憲法制定前後』(青木書店、一九七七年) 一五四頁
- (27) 鈴木安蔵『民主憲法の構想』(光文社、一九四六年) 一六六頁。なお初出は「読売報知新聞」一九四六年三月九日〜一日。
- (28) 毎日新聞 一九四六年五月二七日
- (29) 佐藤達夫・前掲書、第三卷、四六八頁
- (30) 村川一郎編著・前掲書、七二頁
- (31) 参議院事務局編・前掲書、四九頁
- (32) 参議院事務局編・前掲書、九八頁

- (33) 美濃部達吉『新憲法概論』（有斐閣、一九四七年）三五頁。なお美濃部はこの著書の刊行直後に、『新憲法逐条解説』（日本評論社、一九四七年）を刊行している。この二著は内容的にはほとんど同一であるが、本書で引用した最後の「自衛権としての戦争・・・」以下は、後者では削除されている。しかし、後者の他の部分ではほぼ同一のことを述べているので、実質的には解釈上の変更はないと考えられる。
- (34) 宮沢俊義『あたらしい憲法のはなし』（朝日新聞社、一九四七年）六二頁
- (35) 横田喜三郎『戦争の放棄』（国立書院、一九四七年）一二、一三頁。
- (36) 横田喜三郎・前掲書、七〇〜七一頁。
- (37) 村川一郎編著、前掲書、一八八〜一八九頁。
- (38) 参議院事務局・前掲書、一八五頁。
- (39) 参議院事務局・前掲書、四六〇頁。
- (40) 参議院事務局・前掲書、六八頁。
- (41) 参議院事務局・前掲書、一〇四頁。
- (42) 参議院事務局・前掲書、二六六頁。
- (43) 参議院事務局・前掲書、一三一頁。
- (44) 『第九〇帝國議會衆議院帝國憲法改正案委員小委員会速記録』一四一〜一四二頁。なおこの速記録は一九九五年九月に公開となった。
- (45) G H Q に提出された英訳議事録を日本語に翻訳した森清監訳『憲法改正小委員会秘密議事録』（第一法規、一九八三年）参照。
- (46) 参議院事務局・前掲書、四五三頁。
- (47) 参議院事務局・前掲書、八五、九一頁。